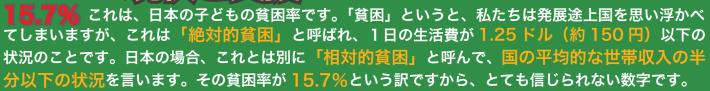
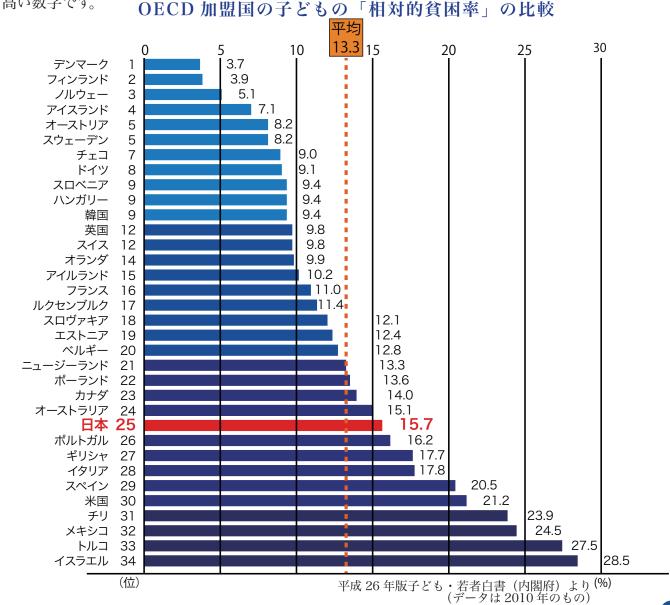
がいる。

Vol. () 発行年月日: 2016年1月5日 発行: 埼玉県議会議員 小久保憲-







1. 就学援助世帯の増加

今、埼玉県では学校における給食費や学用費、修学旅行費を払えない家庭が増えています。この 10 年間における、「**就学援助***」を受ける小・中学生の数は 6 万 2 千人(平成 17 年) \rightarrow 7 万 5 千人(平成 26 年)と 1.2 倍に増えました。また、受給率は $10.56\% \rightarrow 13.30\%$ に上昇しています。つまり小・中学生の 7.5 人に 1 人が「就学援助」を受けていることになります。

*就学援助:義務教育学校の就学年齢の子どもがいる保護者のうち、生活保護法が定める要保護者、またそれに準じる程度に生活困窮と認められる準要保護者に対して援助される制度。

埼玉県の就学援助受給率の推移

年度	公立小・中学生数	就学援助受給者数	要保護児童生徒	準保護児童生徒	就学援助受給率
平成 17	589,441	62,228	5,390	56,838	10.56%
平成 18	588,587	59,990	5,499	58,808	10.19%
平成 19	585,852	63,737	5,276	58,461	10.88%
平成 20	585,457	65,131	5,269	59,862	11.12%
平成 21	583,887	68,475	5,837	62,638	11.73%
平成 22	578,739	72,591	6,555	66,036	12.54%
平成 23	576,031	74,059	6,926	67,133	12.86%
平成 24	569,517	74,859	7,176	67,683	13.14%
平成 25	565,534	74,424	7,040	67,384	13.16%
平成 26	562,154	74,740	6,888	67,852	13.30%
	(人)	(人)	(人)	(人)	

また、文部科学省がお茶の水女子大学に委託して研究を行った結果により、所得が高く、学校以外に 教育費を使っている子どもは、親の所得が低い子どもに比べて、成績が良いことが分かりました。 つまり、**親の収入で学力に差が出ている**のです。

世帯年収と子どもの学力

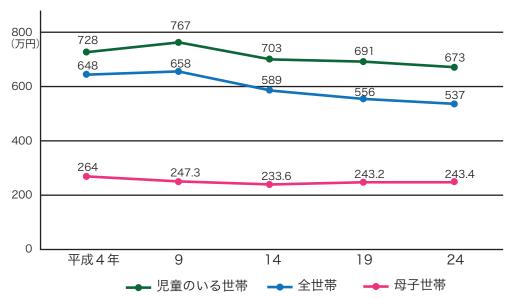
世帯年収	正答率(平均值)				
世市平城	国語 A	国語 B	算数 A	算数 B	
200 万円未満	56.5	43.2	62.9	42.6	
200 万円以上~300 万円未満	59.9	44.2	66.4	45.7	
300 万円以上~400 万円未満	62.8	47.3	67.7	47.6	
400 万円以上~500 万円未満	64.7	50.9	70.6	51.2	
500 万円以上 ~600 万円未満	65.2	51.6	70.8	51.2	
600 万円以上 ~700 万円未満	69.3	55.1	74.8	55.5	
700 万円以上~800 万円未満	71.3	57.6	76.6	57.1	
800 万円以上~900 万円未満	73.4	59.6	78.3	60.5	
900 万円以上~1,000 万円未満	72.8	58.4	79.1	59.7	
1,000 万円以上~1,200 万円未満	75.6	62.5	81.2	62.8	
1,200 万円以上~1,500 万円未満	78.7	64.9	82.8	65.9	
1,500 万円以上	77.3	64.3	82.5	65.6	
平均值	69.4	55.5	74.8	55.8	

平成 21 年 8 月 4 日 お茶の水女子大学委託研究・補完調査「家庭背景と子どもの学力等の関係(案)」 浜野 隆 氏 (お茶の水女子大学)より

親の収入による学力の差の大きな要因は「**ひとり親世帯**」です。今、埼玉県の「ひとり親世帯 数」は**41,461 世帯**(平成 22 年)ですが、その内父子世帯が**5,462 世帯**に対して、母子世帯 は**35.999 世帯**です。

そして母子世帯 (子どもが 20 歳未満) では、働いて得た年収が**平均 243 万円** (厚労省『国民生活基礎調査』) の様に、「**ひとり親世帯」だと貧困率が 54.6%** (平成 24 年) です。これは、 先進国中ワースト 1 位で、「ワーキングプア」の状態といえます。

母子世帯の平均年収の推移



厚生労働省「国民生活基礎調査」より

	平成2年	平成7年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
埼玉県の母子世帯数	22,787	22,051	27,422	34,081	35,999

総務省「国勢調査」より

日本の貧困率の推移

	昭和 60	昭和 63	平成 3	平成 6	平成 9	平成 12	平成 15	平成 18	平成 21	平成 24
相対的貧困率	12.00%	13.20%	13.50%	13.70%	14.60%	15.30%	14.90%	15.70%	16.00%	16.10%
子どもの貧困率	10.90%	12.90%	12.80%	12.10%	13.40%	14.50%	13.70%	14.20%	15.70%	16.30%
ひとり親貧困率	54.50%	51.40%	50.10%	53.20%	63.10%	58.20%	58.70%	54.30%	50.80%	54.60%

厚労省「国民生活基礎調査」より

2. 何故、働いても貧しいのか?

母子世帯の所得が低くなっている理由の1つは、「非正規雇用」で女性全体に対する就労条件が悪化していることです。母子世帯の母親の「正規雇用」割合が平成14年の42.7%から平成24年の37.3%に減少しているのに対して、「パート」や「派遣」などの「非正規雇用」では平成14年の57.1%から平成24年62.7%に増えていることです。その結果、母親の所得が減り、子どもは学習で不利になって、学力不足で進学を諦めたり、進学しても授業について行けず中退する生徒が増えています。



埼玉県の正規・非正規労働者数、割合

	調査年	雇用者	正	規	非正	E規
埼玉県全体	平成 14	3,033,300	2,018,800	66.60%	1,009,900	33.30%
	平成 19	3,135,300	1,990,800	63.50%	1,142,500	36.40%
	平成 24	3,152,200	1,903,390	60.40%	1,248,200	39.60%
男性	平成 14	1,808,500	1,495,100	82.70%	310,600	17.20%
	平成 19	1,813,700	1,453,700	80.20%	358,900	19.80%
	平成 24	1,812,000	1,403,700	77.50%	408,300	22.50%
女性	平成 14	1,224,800	523,600	42.70%	699,400	57.10%
	平成 19	1,321,600	537,100	40.60%	783,600	59.30%
	平成 24	1,340,200	500,200	37.30%	839,900	62.70%
		(人	(人	()	(人)	

(人) 総務省「就業構造基本調査」

*人数は概算、割合は小数点以下切捨て

貧困が学力を低下させて、進学や就職が不利になって、やがて大人になった時、生まれ育った家庭とまた同じ様になる「貧困の連鎖」を断つため、国では『子どもの貧困対策法』(平成25年6月)が作られ、その指針として『子供の貧困対策に関する大綱』が示されました。その内容は大きく2つ、「子どもの支援」と「親の支援」です。

子どもの支援

①「アスポート*学習教室」~埼玉県独自の取り組み~

現在埼玉県では、生活保護世帯の子どもに無料で勉強を教える取り組みを独自に行っています。平成22年度から中学生、高校生を対象に、元教師の支援員が生活保護世帯・就学援助世帯全てに通知し、また実際に家庭訪問を行い、対象者の4割約300人が特別養護老人ホームや公民館などを教室として通っています。老人ホームが教室なら、職員やお年寄りと交流ができ、人間的な成長も期待できます。教えるのは大学生ボランティアや社会人によるマンツーマンで、当初5教室でスタートしましたが、現在は24教室で32大学427人、社会人等24人が登録しています。(平成27年10月時点)この取り組み前、埼玉県全世帯の高校進学率は98.2%に対して、生活保護世帯の高校進学率は86.9%(平成21年度)で、10ポイント以上の差がありましたが、今は97.7%(平成26年度)に上がっています。また、平成25年からは進学・就職支援で高校1~3年生も通っていますが、高校中退率は取り組み前の8.1%(平成24年度)から4.6%(平成26年度)に改善されました。

生活保護受給者チャレンジ支援事業実績

	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25	平成 26
	事業実施前				高校教室開始	
高校進学率(%)	86.9	97.5	97.0	97.0	97.8	97.7
高校中退率(%)				8.1	5.2	4.6

(学習支援教室に参加した子どもの実績)

【概要】

対象者:中学1、2、3年生、高校1、2、3年生

場:特別養護老人ホーム等

教室数:24教室(内、市8教室、町村16教室)

師:大学生ボランティアや社会人によるマンツーマン方式

法:他教室への掛け持ち可能、学区はなく、希望教室へ通学可能 方

運営形態:「子どもの貧困対策法」により、市部は市運営、町村部は県の運営

県 予 算:10 億 6757 万円 (H 27 年度)

*アスポート:「明日へのサポート」と「明日に向かって船出する港」を組み合わせた造語。

学習支援ボランティア登録人数

大学生				社会人				計
八子王	元教員	現教育関係職	会社員	現福祉関係職	現教員	弁護士	元教育関係職	ΠI
427	11	4	4	2	1	1	1	451
								(人

よくある質問

Q1 教科は何を教えるのですか?

子どもに必要な勉強はその日によって違います。ボランティアの得意・不得意な教科を考慮して、ボ ランティアと子どもの組み合わせを考えます。

Q2 毎回同じ子どもに勉強を教えるのですか?

毎回参加者が違うので、特定の子どもに教えることはありません。個々の学習記録を見たり支援員の 説明を聞き、子どもの学習状況を把握します。

Q 3 ボランティアは学生が多いようですが、教えた経験はありますか?

学習教室にはボランティアとともに、専門的な知識と経験を持った支援員がいます。また勉強をしな がら一緒に答えを見つけていくことも、子どもにとっては大切な学習経験です。

Q 4 学習教室の他に何かイベントはありますか?

会場となる施設のイベント(餅つき、クリスマスなど)では、職員やお年寄りと交流を深める絶好の 機会です。勉強の時とは違う子どもの表情を見ることができます。

事業内容の調査・研究のため、実際に中学生教室2箇所、高校生教室1箇所を訪問しました。 生徒の中には、小学校時の学習でつまづいてしまった方が多くいます。そこで、独自教材を 使いながら、支援員や学習ボランディアとマンツーマンで、熱心に学習に取り組む姿がありま した。

埼玉県の優れているところは、支援員とケースワーカーが実際に対象家庭を訪問し、状況を 把握した上で、学習教室の存在を説明している点です。

貧困により、学習の機会を奪われた子どもたちは将来、また貧困に陥る危険性があります。「貧 困の連鎖を断ち切りたい」と語る支援員の方の話が印象的でした。





埼玉県によるアスポート学習教室設置一覧(町村部)

(参加者数は平成 27 年 10 月末日のデータです)

中学生教室

教室名	設置場所	対象町村	開催曜日	時間	参加者数
ふじみ野教室	ふじみ野市内	三芳町	月・木	18:00~20:00	11
坂戸教室	坂戸市内	毛呂山町、越生町、鳩山町	木	18:00~20:00	13
東松山教室	東松山市内	川島町、吉見町、滑川町、嵐山町	火	18:00~20:00	16
寄居教室	寄居町内	小川町、ときがわ町、東秩父村、寄居町	土	16:00~18:00	48
本庄教室	本庄市内	美里町、神川町、上里町	土	13:00~15:00	23
秩父教室	秩父市内	横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町	土	18:00~20:00	6
伊奈教室	伊奈町内	伊奈町	火	18:00~20:00	18
宮代教室	宮代町内	宮代町、杉戸町	火・金	18:00~20:00	71
松伏教室	越谷市内	松伏町	木	18:00~20:00	24
計9教室					230

高校生教室

教室名	設置場所	対象町村	開催曜日	時間	参加者数
西部教室	川越市内	西部福祉管内町村	金	15:00~18:00	0
	11/62/11/		金	18:00~20:00	2
秩父教室	秩父市内	秩父福祉管内町村	土	13:00~15:00	7
北部教室	熊谷市内	北部福祉管内町村	土	17:00~19:00	1
本庄教室	本庄市内	北部福祉管内町村	土	13:00~15:00	1
伊奈教室	伊奈町内	伊奈町	火	18:00~20:00	2
宮代教室	宮代町内	宮代町、杉戸町	火・金	18:00~20:00	16
松伏教室	越谷市内	松伏町	木	18:00~20:00	5
計7教室					34





(人)

②「スクールソーシャルワーカー」(文部科学省)

社会福祉士資格を持つ福祉の専門家で、心のケアの「スクールカウンセラー」とは違います。いじめや不登校、親から虐待されている子どもを、校長から依頼を受けて家庭を調べて、児童相談所や警察と解決していきます。そして、家庭が問題の場合、ハローワークと連携して親に仕事を紹介したり、生活保護申請を手伝っています。このスクールソーシャルワーカーは県内で3つの配置方法を行っていますが、現在46市町63人(平成27年度)います。

文科省によれば、全国で 2,847 人を配置していますが、 平成 31 年度末迄に全中学校区単位で約 1 万人の配置を 目標にしています。



スクールソーシャルワーカーを置く、 小川町広域適応指導教室/小川町教育相談室 にてお話を伺いました。

埼玉県のスクールソーシャルワーカー配置方法

配置方法	人数	勤務日数(年間)	1日の勤務時間
市町村配置	51 人 (実人数 52 人)	週2日 (90日)	6 時間
高等学校配置	8人 (内1人は市と兼任)	週2日又は3日	6 時間
教育事務所配置	4 人	週3日 (135日)	6 時間
合計	63 人		

親の支援

子どもがいる家庭への支援制度は9つあります。

- 1. 児童手当
- 2. 児童扶養手当
- 3. 特別児童扶養手当
- 4. 障害児福祉手当
- 5. 就学援助

- 6. 生活保護
- 7. ひとり親家庭等医療費助成制度
- 8. 乳幼児や義務教育就学児の医療費助成
- 9. 遺族年金



1. 児童手当

かつては「子ども手当」と呼ばれていましたが、現在は児童手当に改称されています。国の制度で、母子家庭や父子家庭の子どもに限ったものではなく、**全家庭を対象**としています。

(1) 対象者: 0歳~15歳(中学校修了年度末)迄、国内に住所がある児童。

(2) 支給額

子どもの年齢	条件	月額支給額
0 歳~3 歳未満	一律	15,000円
3 歳以上~小学校修了迄	第1子・第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生一律		10,000円
所得制限世帯	年収約 960 万円以上	5,000円
(子どもの人数、年齢区分に無関係)		

(3) 所得制限:扶養する子どもの人数によって、所得制限があります。

2. 児童扶養手当

児童扶養手当は国の制度で、母子家庭や父子家庭のひとり親家庭に対して支給されます。

(1) 対象者: **0 歳から 18 歳になって最初の 3 月 31 日 (年度末) 迄**の方。尚、「愛の手帳」で 1 度から 2 度及び 3 度、もしくは「身体障害者手帳」 1 級から 3 級の方は 20 歳未満となっています。 <支給要件>

現在国では、来年度より「児童扶養手当」について、2人目

以降の支給額を倍増させる検討をしています。

子ども2人 現行 5.000円加算 → 10.000円加算

子ども3人以降 現行 3,000円加算 → 6,000円加算

具体的な案は、下記の通りです。

- ○父母が離婚した子。
- ○父または母が死亡した子。
- ○父または母が重度の障害を有する子。
- ○父または母が生死不明である子。
- ○父または母に1年以上遺棄されている子。
- ○父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた子。
- ○父または母が法令により1年以上拘禁されている子。
- ○婚姻によらないで生まれた子。棄児などで父母がいるかいないかが明らかでない子。
- (2) 月額支給額: 3区分(全額,一部,不支給)があり、扶養人数・所得制限がある。

区分	子どもの数	支給額
全部支給の場合	子ども1人	42,000 円
	子ども2人	5,000 円加算
	子ども3人以降、1 人増える毎	3,000 円加算
一部支給の場合	子ども1人	41,910 円~ 9,910 円
	子ども2人	5,000 円加算
	子ども3人以降 1人増える毎	3,000 円加算

【一部支給の計算式:支給月額= 41,910 円 –(申請者の所得額 – 所得制限限度額*)× 0.0185434】

(10 円未満四捨五入)

(平成27年12月時点)

(3) 所得制限限度額

扶養親族の人数	本人全部支給所得額	本人一部支給所得額	孤児等の養育者・配偶者・扶養義務者所得額
0人	190,000円	1,920,000 円	2,360,000 円
1人	570,000 円	2,300,000 円	2,740,000 円
2人	950,000 円	2,680,000 円	3,120,000 円
3人	1,330,000 円	3,060,000 円	3,500,000 円

*ここでいう「所得」とは収入とは異なります。

所得=収入-給与所得控除-諸控除(障害者控除、特別障害者控除、寡婦(夫)控除等)- 8万円(定額控除)+ 養育費の8割相当額

児童扶養手当の対象外の事例

- (例1)シェアハウスは線引きがなく、事実婚であると判断された場合。
- (例2) 実家は、同居の両親や兄弟姉妹、祖父母がいる場合は扶養義務者となり、同居人が所得制限 限度額を越えている場合。
- (例3) 実家の別棟で同居の両親や兄弟姉妹、祖父母の資金援助がなく、生計が別の場合。

3. 特別児童扶養手当

- (1)対象者:国の制度で、20歳未満の子どもを養育している父母または養育者に支給。 所得制限あり。*児童扶養手当との併給は可能。
- ○精神の発達が遅滞している場合。
- ○精神の障害があり日常生活に著しい制限をうける状態にある場合。
- ○身体に重度、中度障害や長期安静が必要な病状があり、日常生活に著しい制限がある場合。
- (2) 月額支給額:子どもの障害の等級で区分。

等級 1 級=身体障害者手帳 1 ~ 2 級、療育手帳 A 判定。

等級2級=身体障害者手帳3級、4級の一部、療育手帳B判定。

子 1 人の場合 等級 1 級: 51,100 円 等級 2 級: 34,030 円

子 2 人の場合 等級 1 級: 102,200 円 等級 2 級: 68,060 円

子 3 人の場合 等級 1 級: 153,300 円 等級 2 級: 102,090 円

4. 障害児福祉手当

- (1)対象者:国の制度で、20歳未満で障害により、日常生活で常時介護を必要とする方。 所得制限あり。
- (2) 月額支給額: 14,140 円

5. 就学援助

- (1)対象者:義務教育学校の就学年齢の子どもがいる保護者のうち、生活保護法が定める**要保護者**、 またそれに準じる程度に生活困窮と認められる**準要保護者**。
- (2)補助対象品目:学用品費/体育実技用具費/新入学児童生徒学用品費等/通学用品費/通学費/修学旅行費/校外活動費/医療費/学校給食費/クラブ活動費/生徒会費/PTA会費
- (3)補助金単価:各品目ごとに予算上限を設け、支給されます。



6. 生活保護

生活に困っている方に対して、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し自立することを目的とした制度。

- (1) 月額支給額:厚生労働大臣が定める支給計算あり。最低生活費-収入=差額 が支給。
- *「収入」には、労働による収入、年金、親族の援助が含まれます。
- (2)種類:生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、 **葬祭扶助**があり、必要に応じて扶助が支給されます。
- (3) 支給例

【例1】

滑川町、ときがわ町に住み、小学生の子どもが 2 人いる 20 歳~ 40 歳迄の母子家庭の場合 →生活保護費: 187,940 円。

内訳:生活扶助基準額 89,740 円、母子加算 21,200 円、児童養育加算 20,000 円、住宅扶助基準額 57,000 円

【例2】

嵐山町、小川町に住み、小学生の子どもが2人いる20歳~40歳迄の母子家庭の場合。

→生活保護費:178,890円。

内訳:生活扶助基準額 93,690 円、母子加算 21,200 円、児童養育加算 20,000 円、住宅扶助基準額 44,000 円

7. ひとり親家庭等医療費助成制度

市町村の制度で、ひとり親家庭に対して、世帯の保護者や子どもが病院や診療所で診療を受けたい時に、健康保険の自己分担分を自治体が助成。

- *所得制限(児童扶養手当の一部支給限度額と同額)があり、超えた場合1年間は対象外。
- (1) 対象者
- ○母子家庭、父子家庭の母・父と 18 歳迄の子ども。
- ○父母のいない 18 歳迄の子どもと養育者。
- ○父(母)に一定の障害のある家庭の母(父)と 18 歳迄の子ども
- *「子ども」とは、18歳の年度末日迄(障害がある場合は20歳未満)

県内実施市町村

助成種類	実施有無		実施市町村				
自己負担	有り		34	滑川町、	嵐山町、小川	川町、	ときがわ町
	(負担額:入院1日あたり1,200円、						
	通院 1 月あたり 1,000 円)						
	無し		19				
	一部無し		10	(中学校四	P業までの児童	重など、	自治体によっ
				て異なり	ます)		
食事助成	有り	全額支給	15	滑川町、	嵐山町		
		1/2 支給	5				
		非課税世帯のみ全額支給	1				
	無し		42	小川町、	ときがわ町		

(紙面の都合上、担当地区【滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町】以外は省略させていただきました)

県内受給者数・支給件数一覧

	受給者数(H 27.11 月現在)			支給件数(H 27.11 月分)		
市町村	親	子	合計	親	子	合計
埼玉県全体	49,285 人	44,124 人	93,409 人	43,260 件	25,130 件	68,390 件
滑川町	103人	0人	103人	177 件	0件	177 件
嵐山町	141人	52人	193 人	100件	6件	106 件
小川町	200人	66 人	266 人	110件	21 件	131 件
ときがわ町	96人	39人	135 人	61 件	10 件	71 件

8. 乳幼児や義務教育就学児の医療費助成(こども医療費助成)

「7.ひとり親家庭の医療費助成」には所得制限がある為、該当しない場合があります。そのような場 合に、この制度が利用できます。ただし、「ひとり親家庭等医療費助成制度」とは異なり、親への助 成は無くなります。また市町村によって、子どもの年齢制限が異なります。この制度は通院や 入院での保険診療による医療費の自己負担分が助成されるものですが、健康診断費用や差額ベッド代、 入院時食事代、保険診療以外は対象外です。所得制限は無し。

県内実施市町村一覧

助成種類	対象者	実施市町村数		
入院費	18歳の年度末迄	4	滑川町	
	15歳の年度末迄	59	嵐山町、小川町、ときがわ町	
	小学校就学前迄	0		
通院費	18歳の年度末迄	3	滑川町	
	15歳の年度末迄	60	嵐山町、小川町、ときがわ町	
	小学校就学前迄	0		
食事費	有り	27	滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町	
	無し	34		
	1/2支給	2		

(紙面の都合上、担当地区【滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町】以外は省略させていただきました)

県内登録者数一覧

市町村	就学前の子どもの人数	登録人数
埼玉県全体	329,419 人	313,412 人
滑川町	1,226 人	1,205 人
嵐山町	740 人	723 人
小川町	1,064 人	1,043 人
ときがわ町	390 人	382 人

*尚、生活保護受給者・重度医療受給者・里親に預けられた乳幼児は対象外となります。また、あく までも任意の制度のため、対象者であっても登録をされていない方もいます。





9 遺族年金

夫が死亡又は妻が死亡した場合に受給する年金で、加入する年金によって受給額は異なります。

(1) 年金の種類

国民年金(自営業)の場合:遺族基礎年金

厚生年金(サラリーマン)の場合:遺族基礎年金+遺族厚生年金

共済年金(公務員)の場合:遺族基礎年金+遺族共済年金

(2) 遺族基礎年金の受給期間:子どもが 18 歳になった年度の 3 月末迄

(3) 支給金額: 995,200円 (子1人の妻の場合) (平成26年4月分以降の年金額)

【まとめ】

日本は先進諸国に比べて、所得が低い人も社会保険料や税負担が大きく、子育て世帯 の負担を減らす社会保障の給付が少ないので、子どもの貧困が深刻化しています。

この問題の解決には、半数以上の世帯が貧困とされる「母子世帯」へ限られた財源を 重点的に配分することが大事です。子どもの貧困は、経済的苦しさだけでなく、不登校 や学力低下、虐待につながり、子どもの成長に悪影響を及ぼします。もしこの問題を放 置したら、将来の社会保障の担い手や労働力を失うことになります。人口減少が憂慮さ れる今日では、最優先の課題です。

また、子どもを育てやすい環境に整えることは、出生率を上げることにもなります。 出生率が上がり、国や地域の生産性が上がれば、税収が上がるのです。

子どもに対する財源の確保は、単なるバラマキではなく、将来に向かっての投資です。

※紙面内の注釈がないデータは、埼玉県発表のものです。

■小久保憲一事務所

〒 355-0328 住所

埼玉県比企郡小川町大塚 21-1

0 4 9 3 - 8 1 - 4 8 9 6 TEL

FAX 048-611-7711

開所時間 9:00 ~ 17:00「土日祝休]

■小久保憲一プロフィール

- ■昭和49年 小川町生まれ、小川町在住
- ■平成 10 年 早稲田大学 教育学部国語国文学科卒業 大学卒業後は衆議院議員秘書として、13年間勤務
- ■平成27年4月埼玉県議会議員二期目当選
- ●決算特別委員会 副委員長
- ●福祉保健医療委員
- ●危機管理・大規模災害対策特別委員
- 自民党所属



埼玉県 西第] 区